

議題 1

議案第 29 号

令和 8 年 7 月 31 日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 50 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中央地区学校事務センターの項中「広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 15 号広島市役所北庁舎別館内」を「広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号広島市役所北庁舎内」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の要旨

中央地区学校事務センターを移転するため、その位置を次のように改めようとするものである。

現 行	改 正
広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号広島市役所北庁舎別館内	広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号広島市役所北庁舎内

2 施行期日

令和 8 年 8 月 17 日

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正																		
第1条・第2条 （略）	第1条・第2条 （現行に同じ。）																		
（学校事務センター）	（学校事務センター）																		
第3条 事務局に学校事務センターを置き、その名称、位置並びに所管する小学校及び中学校は、次のとおりとする。	第3条 事務局に学校事務センターを置き、その名称、位置並びに所管する小学校及び中学校は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管する小学校及び中学校</th></tr></thead><tbody><tr><td>中央地区学校事務センター</td><td>広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内</td><td>中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管する小学校及び中学校	中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内	中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）	（略）			<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管する小学校及び中学校</th></tr></thead><tbody><tr><td>中央地区学校事務センター</td><td>広島市中区国泰寺町一丁目4番21号広島市役所北庁舎内</td><td>中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）</td></tr><tr><td colspan="3">（現行に同じ。）</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管する小学校及び中学校	中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号広島市役所北庁舎内	中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）	（現行に同じ。）		
名称	位置	所管する小学校及び中学校																	
中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内	中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）																	
（略）																			
名称	位置	所管する小学校及び中学校																	
中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号広島市役所北庁舎内	中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）																	
（現行に同じ。）																			
2・3 （略）	2・3 （現行に同じ。）																		
第3条の2～第11条 （略）	第3条の2～第11条 （現行に同じ。）																		